○生活保護法による指定介護機関の指定

社会福祉課

告

示

目

次

漁港復興推進室

(障害福祉課)

兀

同 同

兀

兀

(道

路 同

課

○道路の区域変更(二件)

○道路の供用開始

○土砂災害警戒区域の指定 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○東北歴史博物館特別展「徳川将軍家と東北」宮城展に係る観覧 ○都市計画事業の認可

料の徴収事務の委託 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(農林水産経営支援課)

七

(教育庁高校教育課)

七

(教育庁文化財保護課)

七

(都市計画課)

六 六 防災砂防課

Ŧī. Ŧī. Ŧī. Ŧī.

同

公安委員会

○警備員等の検定等に関する規則第二条の表の六の項の上欄の規定による 宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務に関する告示

示

(1)

行

発 宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

訪問介護

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

指定介護機関として次のとおり指定した。

○宮城県告示第六百七十七号

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法 律第三十号) 生活保護法 第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第 項 (中国残留邦人等の円滑な帰

| §2669- | 号 斗 | P成27年 | 6月2 | 86日 | 金曜日 | 室 | <u></u> | 城 | 県 | 公 | 報 | | | | | | | (2) |
|----------------|---------|------------|-------------------|---------|---------|------------------|------------------|----------------------|---------|--------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|---------|------------|----------------|---------|
| ヘルパーステーション月見ヶ丘 | 事業所の名称 | 五 介護予防訪問介護 | レンタルサービス南桜 | 事業所の名称 | 四福祉用具貸与 | デイサービスいやしの杜 | デイサービス福祉の杜 | デイサービスいこいの杜 | 事業所の名称 | 三 通所介護 | 店 調剤薬局ツルハドラッグ宮城白石 | 調剤薬局ツルハドラッグ塩釜店 | 調剤薬局ツルハドラッグ大街道店 | ヤマザワ調剤薬局利府店 | 事業所の名称 | 二 居宅療養管理指導 | ヘルパーステーション月見ヶ丘 | 事業所の名称 |
| 塩竈市月見ケ丘六番地の十 | 事業所の所在地 | | 柴田郡大河原町南桜町四番地二 | 事業所の所在地 | | 大崎市鹿島台平渡字西銭神十七番地 | 大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地 | 遠田郡美里町二郷字佐野四号八百八十八番地 | 事業所の所在地 | | 白石市大手町一番八号 | 塩釜市藤倉二丁目十四-四十二 | 石巻市大街道北三丁目一番七号 | 利府町花園一丁目二百十八-四 | 事業所の所在地 | | 塩竈市月見ケ丘六番地の十 | 事業所の所在地 |
| 社会福祉法人萩の里 | 申請者の名称 | | 有限会社ケイ | 申請者の名称 | _ | 株式会社福祉の杜 | 株式会社福祉の杜 | 株式会社福祉の杜 | 申請者の名称 | | 株式会社ツルハ | 株式会社ツルハ | 株式会社ツルハ | 株式会社ヤマザワ薬品 | 申請者の名称 | | 社会福祉法人萩の里 | 申請者の名称 |
| 塩竈市月見ケ丘六番地の十 | 申請者の所在地 | | 柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三 | 申請者の所在地 | | 大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地 | 大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地 | 大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地 | 申請者の所在地 | | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一-二十一 | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一-二十一 | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一-二十一 | 山形県あこや町三丁目八番九号 | 申請者の所在地 | | 塩竈市月見ケ丘六番地の十 | 申請者の所在地 |
| 平成二十七年五月一日 | 指定年月日 | | 平成二十七年二月一日 | 指定年月日 | | 平成二十七年五月一日 | 平成二十七年五月一日 | 平成二十七年五月一日 | 指定年月日 | | 平成二十七年七月一日 | 平成二十七年七月一日 | 平成二十七年七月一日 | 平成二十七年三月一日 | 指定年月日 | | 平成二十七年五月一日 | 指定年月日 |

| (3) 半成 | 527年 (|) 月20 | 1日 3 | 金曜 日 | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 公 | 報 | | | | | | 26695 | Ĵ |
|---------|--------------|-------------------|---------|----------|-------------------|---------|------------|---------------------------------------|------------------|------------------|----------------------|---------|----------|---------------------------|---------------------------|------------------|---------|--------------|
| | + | | | 九 | | | 八 | | | | | | 七 | | | | | 六 |
| 事業所の名称 | 特定介護予防福祉用具販売 | レンタルサービス南桜 | 事業所の名称 | 特定福祉用具販売 | レンタルサービス南桜 | 事業所の名称 | 介護予防福祉用具貸与 | デイサービスいやしの杜 | デイサービス福祉の杜 | 南原デイサービスセンター | デイサービスいこいの杜 | 事業所の名称 | 介護予防通所介護 | 店調剤薬局ツルハドラッグ宮城白石 | 調剤薬局ツルハドラッグ大街道店 | ヤマザワ調剤薬局利府店 | 事業所の名称 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 事業所の所在地 | | 柴田郡大河原町南桜町四番地二 | 事業所の所在地 | | 柴田郡大河原町南桜町四番地二 | 事業所の所在地 | | 大崎市鹿島台平渡字西銭神十七番地 | 大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地 | 大崎市鳴子温泉字南原百二十番地一 | 遠田郡美里町二郷字佐野四号八百八十八番地 | 事業所の所在地 | | 白石市大手町一番八号 | 石巻市大街道北三丁目一番七号 | 利府町花園一丁目二百十八 – 四 | 事業所の所在地 | |
| 申請者の名称 | | 有限会社ケイ | 申請者の名称 | | 有限会社ケイ | 申請者の名称 | | 株式会社福祉の杜 | 株式会社福祉の杜 | 会福祉法人さんりん福祉 | 株式会社福祉の杜 | 申請者の名称 | | 株式会社ツルハ | 株式会社ツルハ | 株式会社ヤマザワ薬品 | 申請者の名称 | |
| 申請者の所在地 | | 柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三 | 申請者の所在地 | | 柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三 | 申請者の所在地 | | 大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地 | 大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地 | 大崎市鳴子温泉字南原百二十番地三 | 大崎市鹿島台大迫字川前百二十番地 | 申請者の所在地 | | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一 - 二十一 | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一 - 二十一 | 山形県あこや町三丁目八番九号 | 申請者の所在地 | |
| 指定年月日 | | 平成二十七年二月一日 | 指定年月日 | | 平成二十七年二月一日 | 指定年月日 | | 平成二十七年五月一日 | 平成二十七年五月一日 | 平成二十七年四月一日 | 平成二十七年五月一日 | 指定年月日 | | 平成二十七年七月一日 | 平成二十七年七月一日 | 平成二十七年三月一日 | 指定年月日 | |

報 律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法 ○宮城県告示第六百七十九号 定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。 律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法 所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。 〇宮城県告示第六百八十号 定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。 ○宮城県告示第六百七十八号 児童福祉法 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 ひかり薬局さくら木 レンタルサービス南桜 平成二十七年六月二十六日 平成二十七年六月二十六日 新 旧 平成二十七年六月二十六日 事 あんしん館ケアプランセンター 業 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 事 所 業 0) 所 名 0) 称 名 称 多賀城市桜木二丁目 柴田郡大河原町南桜町四番地 大崎市古川福浦一丁目一番二十四号 大崎市古川穂波三丁目七番五十七号 事 業 事 宮城県知事 宮城県知事 宮城県知事 所 一 | | 業 0 所 所 0) 村 村 村 (中国残留邦人等の円滑な帰 (中国残留邦人等の円滑な帰 在 所 地 井 井 井 在 地 嘉 嘉 嘉 浩 浩 浩 株式会社オオノ 有限会社ケイ 株式会社ファースト・ケ 開設者の名称 開設者の名称 〇四五〇三〇〇二八〇 事 業 所 介護予防居宅療養管理指導居宅療養管理指導 番 柴田郡大河原町西桜町二十二番地の三 気仙沼市常楽二百三番地の二 号 室 三番三十三号北浜マーション梵一〇一号 一の一号 介 所在地の名称及び 開 護 設 サ 1 者 ビ 0) ス 所 0) 支援の種類指定障害児通所 ービス 放課後等デイサ 種 在 類 地 ト アロジェク リエク 平成一 平成二十七年三月十日 平成二十七年 設置者名 変 二十七年四月三十日 廃 更 止 年 年 四平 月成 一二 指定年月日 月 月 月 日 一十七年 \mathbb{H} 日

○宮城県告示第六百八十一号 漁港漁場整備法

事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。 (昭和二十五年法律第百三十七号)第十七条第四項の規定により特定漁港漁場整備

の縦覧期間満了の日までに、宮城県及び女川町に対し意見書を提出することができる。 なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、同条第五項の規定により同条第四項

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事

村

井

浩

縦覧に供する書類の名称

女川地区特定漁港漁場整備事業計画の案

縦覧期間

平成二十七年六月二十九日から平成二十七年七月二十二日まで

宮城県農林水産部漁港復興推進室及び女川町

報

縦覧場所

○宮城県告示第六百八十二号

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大

平成二十七年六月二十六日

河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

宮

宮城県知事 村 井 嘉

浩

道路の種類 県道

路 線 名 丸森霊山線

道路の区域

 \equiv

| 四八七・〇 | □□・一〜 | 後 | 同郡同町字銀杏無番地先まで |
|-------------|-------------|----------------|--------------------|
| 四八七・〇 | 五・四〜三二・六 | 前 | 伊具郡丸森町字竹谷一二〇番二地先から |
| (メートル)敷地の延長 | (メートル)敷地の幅員 | 前変 変更 後の | 変更の区間 |

○宮城県告示第六百八十三号

(5)

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

部土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類

路 線名 涌谷津山線

三 道路の区域

| | 三地先まで同郡同町猪岡短台字千刈田二一二番一 | 番地先から遠田郡涌谷町猪岡短台字新笠石二九六 | | 変更の区間 |
|----------------------|------------------------|------------------------|-------------|---------------|
| В | ξ A | B B | ή Α | 前変 更 後の |
| 八 四· 〇五 · 〈 | 七・〇~ | 五 - 七五 - () | 五 一 七 五 | (メートル)敷地の幅員 |
| 七五一・五 | 七五一・五 | 七五一・五 | 七五一・五 | (メートル)敷地の延長 |
| | 明月の日夕を | 也にも | 3は、関系図上記A及び | 備考 |

○宮城県告示第六百八十四号

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

部土木事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十七年六月二十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 県道 | 種道 路 類の |
|--|---------------|
| 涌谷津山線 | 路 線 名 |
| 同郡同町猪岡短台字千刈田二一二番一三地先まで遠田郡涌谷町猪岡短台字新笠石二九六番地先から | 供用開始の区間 |
| 平成二十七年 | 供用開始年月日 |

○宮城県告示第六百八十五号

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 本沢山

| 下沢

土石流

栗原市花山字本沢山下

原 3

土石流

栗原市金成片馬合佐野原

宮前

土石流

栗原市金成入ノ沢、

宮前

倉沢3

土石流

原市鶯沢南郷柳沢

川内沢

土石流

栗原市

迫真坂字川内

裏山沢

岩流

栗原市栗駒岩ヶ崎裏山

根岸沢

岩流

栗原市栗駒松倉根岸

東沼ヶ森沢

岩流

栗原市栗駒沼倉東沼ヶ森

一本木沢

岩流

原市栗駒文字二本木、

加

賀堂

新地

ケ沢

岩流

栗原市栗駒岩ヶ崎新地

ケ沢

西田

の急 崩傾 壊斜 地

栗原市栗駒片子沢西田

域

に指定する。

平成二十七年六月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉

原山

の 2

の 崩壊 地

栗

原市鶯沢南

郷原

原

の 崩壊 地

栗原市鶯沢南郷原

浩

地 縦 覧 場 所

区域の名称

の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害

X

域 0)

所

在

お次 りの 図 のと

宿

の 崩壊 地

原市花山字草木沢宿

小沢田

の 崩壊 地

原市金成姉歯小沢田

て縦覧に供する。 「次の図

は、

省略

Ļ

その図面及び関係書類は、

当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第七条第一項の規定により、

次の区域を土砂災害警戒区域に指定する

(平成十二年法律第五十七号)

平成二十七年六月二十六日

○宮城県告示第六百八十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 批把田 | 原山沢 | 細倉沢2 | 区域の名称 |
|------------|----------|--|---------------------------------|
| の崩壊地 | 土石流 | 土石流 | の自因の土 種然と発砂 類現な生災 象る原害 |
| 栗原市栗駒芋埣批把田 | 栗原市鶯沢南郷原 | 栗原市鶯沢南郷荒町 | 区域の所在地 |
| | = | 或事务斤 宫城県北部土木事務所栗原地 宮城県土木部防災砂防課及び | 縦覧場所 |

て縦覧に供する。 (「次の図 は、 省略 Ļ その図面及び関係書類は、 当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

○宮城県告示第六百八十七号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

局長から都市計画事業について次のとおり認可された

第五十九条第

一項の規定により、

国土交通省東北地方整備

平成二十七年六月二十六日

都市計画事業の種類及び名称

北沢向

の急

が傾斜地

原市鶯沢南郷北沢向

清水山

の急 崩傾 壊 地

原市瀬峰清水山

寺前

の急 崩壊 壊 地

栗原市

迫狐崎寺前

葛峰

の急 崩傾 壊 地

栗原市栗駒文字葛峰

駒堂前

の急 崩傾 壊斜 地

原市栗駒文字駒堂前

宮城県知事

村 井 嘉 浩

仙塩広域都市計画緑地事業

1

2 名称

施行者の名称 二号 岩沼海浜緑地

宮城県

三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

1 収用の部分 四

事業地

宮城県岩沼市下野郷字浜地内、 字赤江川地内

2 使用の部分

報

宮城県岩沼市下野郷字浜地内

○宮城県告示第六百八十八号

館における特別展「徳川将軍家と東北」宮城展観覧料に係る使用料の徴収事務を平成二十七年六月十 七日次のとおり委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、東北歴史博物

平成二十七年六月二十六日

村 井 嘉

浩

宮城県知事

委託の相手方

多賀城市高崎一丁目二十二番一号

徳川将軍家と東北展実行委員会

委託期間

平成二十七年七月十一日から平成二十七年八月二十三日まで

公

告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年六月二十六日

落札に係る物品又は役務の名称及び数量 新農業制度資金事務電算処理システム開発業務 宮城県知事 村 井 嘉 浩 一式

(7)

契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

農林水産部農林水産経営支援課

仙台市

青葉区本町三丁目八番

落札者を決定した日 平成二十七年六月十二日

落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ラネックス 仙台市青葉区一番町一丁目八

Ŧī. 落札金額 二千八百九十五万四百八十円

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

六

入札の公告を行った日 平成二十七年五月八日

七

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

平成二十七年六月二十六日

入札に付する事項

宮城県知事

村

井

嘉

浩

調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による

賃貸借期間 平成二十七年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

3

4 設置場所 宮城県古川工業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

をしていない者であること る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の決定が確定した場合にあっては、 の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続 (同法附則第二条の規定によりなお

そ

9

- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れかに該当するときは入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 営に事実上参加していると認められるとき による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店 個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」 り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わり 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

又は関与していると認められるとき 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 以

していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

引したり、又は不当に利用していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、 暴力団等であることを知りながら、これと取

ものを含む。)を有すること 過去二年以内に国又は地方公共団体と、 履行した実績(複数年契約しているものにあっては、履行開始から十二月以上経過している 本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結

- 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること
- 10 県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ 二二 – 二一一 – 三三三五)へ平成二十七年七月十七日(金)午後五時までに提出すること。 入札参加資格申請場所 当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

入札書の提出場所等

 \equiv

- 電子調達システムの利用
- 相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。 の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続 認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
- (二) あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより
- 2 に問い合わせ先 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

〒九八○-八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(電話〇二二-二一一-三六二三

- 3 平成二十七年七月十七日(金)まで2宛て申し出ること 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、
- 一般競争入札参加資格審査
- (--)という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七 テムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない 年七月七日(火)から平成二十七年七月二十四日(金)までの間に必要書類を作成の上、シス 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」
- 書に定めるところにより平成二十七年七月二十四日 書面により参加資格審査を受ける場合 参加資格の審査を受けなければならない 書面により入札に参加しようとする者は、 (金) までの間に必要書類を作成の上、
- (\equiv) 開札日までの間において、○又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合 これに応じなければならない
- 入札書の提出期限:

→ 書面により入し書き是当下ら場合 一 システムを用いて入札する場合 一 システムを用いて入札する場合

(火) 午前九時から平成二十七年八月五日

(水) 午後

』 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年八月五日(水)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

高校教育課内 6 開札の日時及び場所 平成二十七年八月六日(木)午前十時三十分 宮城県行政庁舎十六階

有しないとされた者 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

■ 別方保圧を 計算見引き互告に変わずら言言(日を)見ました。■ 人札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

宮

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じ する金額を控除した金額を入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じ する金額を控いた金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じ する金額を控除した金額を別する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

者とする。 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無

8 契約書作成の要否 要

(9)

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。こ10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基

、入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めに

より契約を解除する。

1 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured: Lease of electronic computer systems in Miyagi Prefectural

High Schools (one set)

2

Duration of Contract: October 1, 2015 to September 30, 2020

Place of Implementation : Miyagi Prefectural Furukawa Technical High School, Osaki City

Miyagi Prefecture

Deadline for Bid: August 5, 2015 (Wed.), 5:00 p.m.

Contact Information : Toyoko Umehara, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423

Japan. Tel.: 022-211-3623

6

Language and Currency Used in Contact Procedures: Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す

平成二十七年六月二十六日

入札に付する事項

村

井

嘉

浩

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十七年十月一日から平成三十二年九月三十日まで

島高等学校

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

ること

7

- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 なされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行れかに該当するときは入札に参加することはできない。

宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- 入札に参加していると認められるとき。○ 大札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)○ による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)○ が暴力団員事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員事等、個人の場合はその者並びに支配人が受賞による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第一件の表表をいるとき。
- を持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりり、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴口、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき

 (\equiv)

- 又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人「 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以
- していると認められるとき。 、入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- ものを含む。)を有すること。 し、履行した実績(複数年契約しているものにあっては、履行開始から十二月以上経過しているし、履行した実績(複数年契約しているものにあっては、履行開始から十二月以上経過している
- 賃貸借機器に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること

9

- □二一二一一一三三三五)へ平成二十七年七月十七日(金)午後五時までに提出すること。県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○県出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○ 長出納局契約課管理班(〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話○ 上、宮城県が大札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する人札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する人人を介護する。
- 入札書の提出場所等

 \equiv

- 1 電子調達システムの利用
- 相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。 の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
- あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより
- に問い合わせ先 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び
- 九八○-八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 宮城県教育庁高校教育課管理運営班(電話〇二二-二一一-三六二三)
- 3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成二十七年七月十七日 (金) という。)により入札に参加しようとする者は、 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 般競争入札参加資格審查 まで2宛て申し出ること。

書に定めるところにより平成二十七年七月二十四日(金)までの間に必要書類を作成の上、 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明 提

テムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(火)から平成二十七年七月二十四日(金)までの間に必要書類を作成の上、シス

入札説明書に定めるところにより平成二十七

電子調達システム(以下「システム」

年七月七日

出し、参加資格の審査を受けなければならない。 開札日までの間において、○又は□において提出された書類に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

入札書の提出期限等

システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年七月二十八日(火)午前九時から平成二十七年八月五日(水)

書面により入札書を提出する場合 日時 平成二十七年八月五日(水)午後五時

口 場所 2に同じ

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。

提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年八月六日(木)午前十時 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 有しないとされた者 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を

Ŧi. その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

札保証金の免除の特例に関する規則(平成) 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入 一十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

(11)

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、 無効とする。

- り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で 費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 する金額を控除した金額を入札書に記載すること あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当 た金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃貸借期間月数を乗じ その端数金額を切
- 者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
- 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無
- 契約書作成の要否

8 7

9

- 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする
- の入札に係る調達条件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めに づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。こ この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基

午後

より契約を解除する

詳細は、入札説明書による。

11

Summary

- High Schools (one set) Item(s)/Service(s) to be Procured: Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural
- Duration of Contract: October 1, 2015 to September 30, 2020
- School, Miyagi Prefectural Sendainika High School, Miyagi Prefectural Higashimatsushima High School, Miyagi Prefectural Kesennuma High School, Miyagi Prefectural Shiogama High Iwadeyama High School, Miyagi Prefectural Izumishoryo High School, Miyagi Prefectural Zao High Schoo Place of Implementation: Miyagi Prefectural Matsushima High School, Miyagi Prefectural
- Deadline for Bid: August 5, 2015 (Wed.), 5:00 p.m
- Japan. Tel.: 022-211-3623 Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Contact Information: Toyoko Umehara, Upper Secondary Education Division, Board of Education

6

〇宮城県公安委員会告示第79号

Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only 員 숲

公 安 委

第2条の表の6の項の上欄の規定による宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務に関する告示 (平成18年宮城県公安委員会告示第193号)の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)

平成27年 6 月26日

県

公

報

宫城県公安委員会委員長 猪俣 好正

は、次の表の中欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとする。 検定規則第2条の表の6の項の上欄の規定により、宮城県公安委員会が認める交通誘導警備業務

| 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 番号 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------|----|
| 国道457号 | 国道398号 | 国道346号 | 国道286号 | 国道113号 | 国道108号 | 国道48号 | 国道47号 | 国道45号 | 国道6号 | 国道4号(県道「仙台名取線」含む。) | 路線 |
| 宮城県の全域 | 区間 |

| 7 | | | |
|---|----|-------------|--------|
| | 12 | 主要地方道塩釜吉岡線 | 宮城県の全域 |
| | 13 | 主要地方道仙台松島線 | 宮城県の全域 |
| | 14 | 主要地方道塩釜亘理線 | 宮城県の全域 |
| | 15 | 主要地方道仙台泉線 | 宮城県の全域 |
| | 16 | 主要地方道仙台塩釜線 | 宮城県の全域 |
| | 17 | 主要地方道泉塩釜線 | 宮城県の全域 |
| | 18 | 主要地方道仙台北環状線 | 宮城県の全域 |